

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
西宿舎 1 号棟屋根 防水補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊 長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 19	丸和信和建設 (株)	9462501000283	一般競争入札	7, 650, 000	7, 200, 000	94. 1%				
# 4 8 ボイラー室 燃料配管補修工事	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊 長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 24	太平洋設備 (株)	8460001001068	一般競争入札	8, 294, 000	7, 600, 000	91. 60%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした会計 法令の根拠条文 及び理由 （企画競争又は 公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
岩ズリ	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 1	釧根開発（株）	4462501000123	一般競争入札	2,800,000	2,720,000	97.10%				
燃料タンク清掃及び地下埋設管等点検役務	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 18	（株）M・I・C	6430001054517	一般競争入札	1,400,000	1,230,000	87.80%				
燃料地下タンク内面ライニング等役務	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 19	（株）M・I・C	6430001054517	一般競争入札	4,600,000	3,950,000	85.80%				
切込砂利	分任契約担当官 陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊長 瀬戸嶋 政洋 別海郡別海町西春別42-1	3. 11. 29	釧根開発（株）	4462501000123	一般競争入札	2,704,800	2,646,000	97.80%				
	以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。